

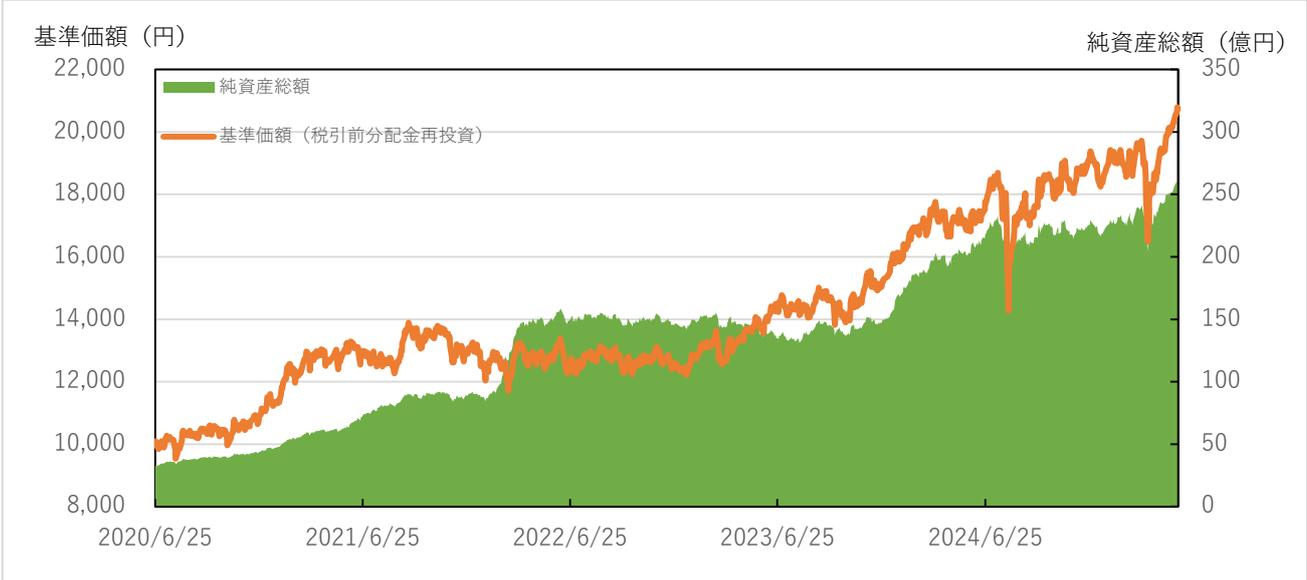
特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

[マネックス・アクティビスト・ファンド]

基準価額（税引前分配金再投資）・純資産総額の推移



※グラフの基準価額（税引前分配金再投資）は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。
 ※上記グラフは過去の実績であり将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。信託報酬については「ファンドの費用」をご覧ください。

基準価額および純資産総額			マザーファンド
基準価額	解約価額	純資産総額	純資産総額
20,731 円	20,669 円	26,097 百万円	29,435 百万円

ハイ・ウォーター・マーク	※基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えると成功報酬が発生します。詳しくは「ファンドの費用」をご覧ください。
20,790円	

過去5期の分配金実績 (税引前・1万口当たり)		
第1期	2021年3月	0円
第2期	2022年3月	0円
第3期	2023年3月	0円
第4期	2024年3月	0円
第5期	2025年3月	0円
設定来累計		0円

※上記分配金は過去の実績であり将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

基準価額の騰落率						
	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	6.48%	11.72%	13.43%	19.60%	60.31%	107.31%

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており実際の投資家利回りとは異なります。
 ※設定来の騰落率は、当初設定価額（10,000円）を起点として算出しています。
 ※騰落率は、過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※ファンドの購入時には購入時手数料、換金時には信託財産留保額や税金等の費用がかかる場合があります。

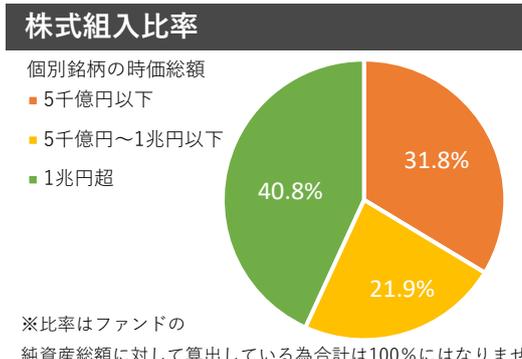
ポートフォリオの状況

業種構成比 上位5業種		
	業種	比率
1	情報通信・サービスその他	29.7%
2	機械	17.8%
3	自動車・輸送機	15.4%
4	金融	14.3%
5	小売	6.9%
	合計	84.2%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

資産構成比	
資産	比率
株式	94.5%
現金・その他	5.5%
合計	100.0%

株価指数先物取引	6.8%
----------	------



※比率はファンドの純資産総額に対して算出している為合計は100%にはなりません。

※8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

マネックス・アクティビスト・ファンド 月次レポートコメント

■マネックス・アクティビスト・マザーファンド組入上位銘柄

上位5銘柄（2025年2月末時点）

順位	銘柄名	投資比率（※）
1	TBSホールディングス	9.46%
2	IHI	8.57%
3	しまむら	7.53%
4	東宝	7.29%
5	カヤバ	6.55%

（※）投資比率は純資産総額に対する比率です。

上記は2025年2月末のマネックス・アクティビスト・マザーファンド（以下：MAMF）の組入銘柄上位です。3か月遅れで毎月末の組入銘柄上位を月報にてご報告し、皆さまに当ファンドについてご理解を深めていただきたいと考えております。

■月次レポートコメント

今月の日本株市場（TOPIX配当込み、日経平均株価）は、米国の経済指標（雇用統計やISM非製造業景気指数）が底堅く推移したことや、米中間の一時的な関税緩和を受けて安心感が広がり、上昇して始まりました。中旬には、米国がEUへの関税発動を示唆したことで市場心理が悪化し、一時的に下落しましたが、関税発動が見送られたことで下げ幅は限定的となりました。さらに、日本企業の堅調なファンダメンタルズが確認され、相場は再び上昇基調に転じ、結果として月間では上昇して終了しました。

このような市場環境のなか、マネックス・アクティビスト・ファンドのパフォーマンスは引き続き好調を維持し、基準価額は5月29日に過去最高となる20,790円を達成し、設定来リターンにおいてTOPIX配当込みを上回っております。また、株式会社野村総合研究所が算出する「Fundmarkレーティング」（評価月：2025年4月）においては、シャープレシオ（1年）※1で2位となりました。この結果は、MAMFによるエンゲージメントが超過収益の創出に寄与していることの現れだと考えています。

さて、今月は株式会社しまむら（以下、しまむら）の株主総会が開催されました。同社が掲げるROE9%の経営目標は、同社の現状の還元方針では達成が難しいと考えられることから、MAMFは配当性向60%相当の配当と160億円の自己株式取得を求める株主提案を実施しました。議案は否決となったものの、行使された議決権のうち、創業家や固定株主を除く株主ベース※2では配当は約80%、自己株式取得は約60%の賛成を得ることができました。これは、多くのしまむらの少数株主からMAMFの提案の合理性が支持された結果であると捉えています。

当ファンドでは、受益者の皆さまの声を投資活動に反映するために、ご意見を募集しております。日本の市場活性化のために、皆さま奮ってご参加ください。こちらのフォーム (<https://bit.ly/3bSobja>) からご記入いただけます。

※8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

マネックス・アクティビスト・ファンド 月次レポートコメント

しまむらとはこれまでも継続的かつ建設的な対話を継続しており、昨年の同社に対する株主提案の後も引き続き意見交換を行ってきました。今回の株主提案も、そうした対話の延長線上にあるものです。今回の結果を踏まえながら、今後も良好な関係を維持しつつ、しまむらの経営陣と対話を続けていく方針です。MAMFは、引き続きエンゲージメントを実施しながら、同社のさらなる変革が進んでいくことを期待しています。

また、今月は住友電設株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社TBSホールディングスに対して株主提案を行いました。前者2社の詳細については臨時レポート・プレスリリースをご参照ください。

今後も、エンゲージメント投資を通じて企業の変革を後押しし、企業価値の向上と資本市場の活性化、ひいては日本経済の発展に貢献できるよう尽力してまいります。

※1 分類：国内株式・一般・フリー、全175本中

※2 株主総会にて賛成票を入れた単元数 ÷ (株主総会にて行使された単元総数 - 会社の総単元数 × 創業家及び固定株主の保有割合)

※上記の見解はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。また、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

マネックス・アクティビスト・ファンド 公式SNSアカウントのご紹介

ファンドに関するお知らせなど投稿しておりますので、ぜひフォローをお願いします。



X (旧 Twitter)



YouTube



※マネックス・アクティビスト・ファンドの公式SNSのアカウントは、カタリスト投資顧問が運営しています。

※8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの目的・特色 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ ファンドの目的

当ファンドは、マネックス・アクティビスト・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主に日本の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

■ ファンドの特色

徹底した個別企業分析（ボトムアップアプローチ）によりエンゲージメント対象銘柄を厳選し、少数銘柄へ投資します。

●個別銘柄の選定、ウェイト、売買にあたっては、カタリスト投資顧問株式会社より助言を受けます。

●カタリスト投資顧問株式会社では主として以下の点に留意した企業分析を行い、マネックス・アセットマネジメントに助言を行います。

- ・財務面だけでなく、経営戦略、事業モデル、経営陣の質、ガバナンスなどの非財務的観点も考慮にいられた企業分析
- ・上記分析で得られる潜在的企業価値と現在株価の比較（割安に放置されているか）
- ・上記企業の価値分析のほか、株式の需給、市場のゆがみ等に関する市場動向

投資対象企業に対してはエンゲージメント（対話）や提案を行い、企業価値と株主価値の中長期的な向上を目指します。

●カタリスト投資顧問株式会社では、マザーファンドの投資対象企業（投資予定を含む）とエンゲージメント（対話）を実施し、その結果と上記企業価値分析を踏まえて助言を行います。

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者皆さまからの資金をまとめてベビーファンドとし、マザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※ 委託会社は、本ファンドと同じマザーファンドに投資を行うベビーファンドを私募投資信託にて設定・運用を行っております。当該私募投資信託の購入・換金等に伴う資金変動等により、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。また、本ファンドと当該私募投資信託は異なるファンドであるため、ファンドに係る開示等に差異が生じる可能性があります。

■ 主な投資制限

- ・マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・株式以外の資産への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下を原則とします。
- ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの目的・特色 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ 分配方針

原則として、毎年3月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益の分配を行います。

- ・分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。
（ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

投資リスク ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

■ 主な基準価額の変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券などを売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

デリバティブのリスク

デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相互関係性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価額変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産は、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下りする可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●マザーファンドは特化型運用を行います。

特化型運用とは、一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことを言います。

●マザーファンドの実質的な国内株式市場における投資対象候補銘柄には、構成割合が10%を超える、もしくは超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

お申込みメモ ※お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までに購入代金をお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産保留額を差し引いた額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後 3 時半までとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みを中止することおよび既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限です。（設定日 2020年6月25日）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ②受益権口数が 10 億口を下回ることとなった場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	原則として毎年 3 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき、分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として 5 営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
課税関係	課税上の取扱いは、株式投資信託となります。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 ※配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意事項

- 当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- 当ファンドは、投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

※8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。※詳しくは販売会社までお問い合わせください。購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

当ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの運用管理費用(信託報酬)の総額は、 (1) 基本報酬に(2) 成功報酬を加算して得た額 とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、第2計算期間以降の毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。												
	(1) 基本報酬												
	ファンドの日々の純資産総額に対して年率 2.20% (税抜 2.00%)												
	基本報酬額 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">支払先</th> <th style="width: 20%;">内訳</th> <th style="width: 65%;">主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率1.10% (税抜1.00%)</td> <td>当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率1.067% (税抜0.97%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.033% (年率0.03%)</td> <td>当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳	主な役務	委託会社	年率 1.10% (税抜 1.00%)	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価	販売会社	年率 1.067% (税抜 0.97%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価	受託会社	年率 0.033% (年率 0.03%)	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳	主な役務											
委託会社	年率 1.10% (税抜 1.00%)	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価											
販売会社	年率 1.067% (税抜 0.97%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価											
受託会社	年率 0.033% (年率 0.03%)	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
	(2) 成功報酬												
	委託会社は、基本報酬額に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式を用いた成功報酬額を受領します。												
	査定方法 は、ファンドの毎計算日における前営業日の 10,000 口当たりの基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に 22% (税抜 20%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を 10,000 で除して得た額を乗じて得た額を計上します。												
	ハイ・ウォーター・マーク は、設定日は 10,000 円(10,000 口当たり)とし、設定日の翌営業日以降、毎計算日において、成功報酬の算出基準となる当該日(成功報酬計算日)の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。												

その他費用・手数料	<p>その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有効証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料 ・監査法人等に支払われる当ファンドの監査にかかる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用等 <p>上記費用のうち、監査費用は毎日計上され、第2計算期間以降の毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

※8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの関係法人

■委託会社 **マネックス・アセットマネジメント株式会社**
 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第2882号
 加入協会：一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会

委託会社の照会先
 【電話番号】 03-6441-3964（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
 【ホームページ】 <https://www.monex-am.co.jp/>

■受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社**
■販売会社 以下の「取扱い販売会社について」をご覧ください。

取扱い販売会社について

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、委託会社または以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者等の名称	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○				(注1)
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第3号	○	○			
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
株式会社S B I証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
株式会社S B I新生銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○			○	(注2)
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第3号	○				
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号	○	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第5号	○			○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第578号	○		○	○	
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	

※○印は協会への加入を意味します。
 ※販売会社については、今後変更となる場合があります。
 (注1) マネックス証券株式会社が委託金融商品取引業者となります。
 (注2) マネックス証券株式会社、及び株式会社S B I証券が委託金融商品取引業者となります。

本資料についての留意事項

○本資料はマネックス・アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。投資信託の取得にあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。
 ○投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
 ○本資料掲載データは、マネックス・アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データについてはあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ○当資料における見解はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
 ○投資信託は
 1. 預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額とは異なり、購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。